

○橋本市重度心身障害児(者)医療費の支給に関する条例

平成18年3月1日

条例第148号

改正 平成18年6月20日条例第246号

平成18年12月26日条例第268号

平成20年3月18日条例第3号

平成27年7月8日条例第44号

(目的)

第1条 この条例は、重度心身障害児(者)に対し医療費を支給し、もって重度心身障害児(者)の保健の向上に寄与し、福祉の増進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「重度心身障害児(者)」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- (1) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条の規定により身体障害者手帳(以下「身体障害者手帳」という。)の交付を受けている者で、その障害の程度が1級又は2級のもの
- (2) 身体障害者手帳の交付を受けている者で、その障害の程度が3級に該当し、かつ、その者又はその者の配偶者若しくは民法(明治29年法律第89号)に定める扶養義務者の前年の所得(1月1日から7月31日までの間に医療を受ける場合にあっては、前々年の所得。次条第2項において同じ。)に係る市町村民税(所得割)が課せられていないもの
- (3) 療育手帳制度について(昭和48年9月27日厚生省発児第156号)により療育手帳の交付を受けている者で、その程度がAのもの
- (4) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号。以下「特児法」という。)の規定により特別児童扶養手当の支給を受けている者が現に監護又は養育している児童で、その障害の程度が特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令(昭和50年政令第207号)別表第3に定める1級に該当するもの

2 この条例において「医療保険各法」とは、次に掲げる法律をいう。

- (1) 健康保険法(大正11年法律第70号)
- (2) 船員保険法(昭和14年法律第73号)
- (3) 国民健康保険法(昭和33年法律第192号)
- (4) 国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号)

- (5) 地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)
- (6) 私立学校教職員共済法(昭和28年法律第245号)
- (7) 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)

3 この条例において「医療に関する給付」とは、医療保険各法に規定する療養の給付、療養費、家族療養費、特別療養費、訪問看護療養費、家族訪問看護療養費及び保険外併用療養費をいう。

4 この条例において「医療機関等」とは、医療保険各法の規定により医療に関する給付を取り扱う病院、診療所、薬局その他のものをいう。

(対象者)

第3条 この条例による医療費の支給の対象者(以下「対象者」という。)は、本市に居住する重度心身障害児(者)で医療保険各法の規定による被保険者又は組合員及びその被扶養者とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、対象者としなない。ただし、重度心身障害児(者)が特児法第9条第1項に規定する被災者に該当する場合においては、この限りでない。

(1) 重度心身障害児(者)(前条第1項第2号に掲げる者を除く。)の前年の所得が特児法第6条に規定する政令で定める額以上であるとき。

(2) 重度心身障害児(者)(前条第1項第2号に掲げる者を除く。)の配偶者又は民法に定める扶養義務者で主として当該対象者の生計を維持するもの前年の所得が特児法第7条に規定する政令で定める額以上であるとき。

(3) 重度心身障害児(者)が生活保護法(昭和25年法律第144号)その他法令の規定により国又は地方公共団体の負担による医療費の給付の全部を受けるとき。

(4) 平成18年8月1日(以下「施行日」という。)における年齢が満65歳以上であつて、施行日以降に新たに障害の程度が1級、2級若しくは3級の身体障害者手帳又は障害の程度がAの療育手帳の交付を受けた者(ただし、施行日前にいったん前条第1項第1号、第2号又は第3号(以下「重度号」という。)に該当していた者であつて、その障害が軽度化し重度号に該当しなくなっていた者が、施行日以降に再度重度号に該当することとなった者を除く。)

(受給資格の認定)

第4条 対象者は、重度心身障害児(者)医療費受給資格について市長の認定を受けなければならない。

(医療費の額)

第5条 この条例により支給する医療費の額は、医療に関する給付(第2条第1項第2号に掲げる者にあつては、入院に係る医療に限る。)が行われた場合において、当該医療に要する費用のうち、対象者が負担する費用の額とする。

(支給方法)

第6条 この条例に基づく医療費の支給は、原則として対象者の申請に基づき行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、市長は、医療費として対象者が医療機関等に支払うべき費用を当該医療機関等の請求に基づき対象者に代わり当該医療機関等に支払うことができる。
- 3 前項の規定による支払があつたときは、当該対象者に対し医療費の支給があつたものとみなす。

(支給金の返還)

第7条 偽りその他不正の行為により医療費の支給を受けた者があつたときは、市長は、その者から当該支給額の全部又は一部を返還させることができる。

- 2 市長は、重度心身障害児(者)医療費を支給した場合において、その受給事由が第三者の行為によって生じたものであり、かつ、当該対象者がその者から損害賠償の支払を受けたときは、既に支給した金額の全部又は一部を返還させることができる。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年3月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の橋本市重度心身障害児者医療費の支給に関する条例(昭和60年橋本市条例第9号)又は高野口町重度心身障害児者医療費支給条例(昭和50年高野口町条例第31号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成18年6月20日条例第246号)

この条例は、平成18年8月1日から施行する。

附 則(平成18年12月26日条例第268号)

この条例は、公布の日から施行し、平成18年10月1日から適用する。

附 則(平成20年3月18日条例第3号)

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成27年7月8日条例第44号)

(施行期日)

1 この条例は、平成27年8月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の橋本市重度心身障害児(者)医療費の支給に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に受けた医療について適用し、同日前に受けた医療については、なお従前の例による。

○橋本市重度心身障害児(者)医療費の支給に関する条例施行規則

平成18年3月1日

規則第109号

改正 平成18年12月26日規則第220号

平成20年3月18日規則第13号

(趣旨)

第1条 この規則は、橋本市重度心身障害児(者)医療費の支給に関する条例(平成18年橋本市条例第148号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(受給資格認定申請)

第2条 条例第4条の規定による受給資格の認定を受けようとする者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる申請書を市長に提出しなければならない。

(1) 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第50条に規定する後期高齢者医療の被保険者(以下「後期被保険者」という。)でない者であって、条例第2条第1項第1号、第3号又は第4号に該当する者 重度心身障害児(者)医療費受給者証交付申請書(様式第1号の1)

(2) 後期被保険者でない者であって、条例第2条第1項第2号に該当する者 重度心身障害児(者)入院医療費受給者証交付申請書(様式第1号の2)

(3) 後期被保険者であって、条例第2条第1項第1号、第3号又は第4号に該当する者 重度心身障害児(者)医療費受給者証交付申請書(様式第1号の3)

(4) 後期被保険者であって、条例第2条第1項第2号に該当する者 重度心身障害児(者)入院医療費受給者証交付申請書(様式第1号の4)

2 前項の申請は、身体障害者にあつては身体障害者手帳を、知的障害者にあつては療育手帳を、それら以外の重度障害児にあつては特別児童扶養手当受給資格を証する証書に、医療保険各法に基づく被保険者証又は組合員証を添えて行うものとする。

3 市長は、前項に規定する申請書に添付する書類により証明すべき事実を公簿等によって確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。

(受給者証の交付)

第3条 市長は、前条の申請書の提出があつたときは、これを審査し、相当と認めるときは、次の各号に掲げる者に対し当該各号に掲げる受給者証(以下総称して「受給者証」という。)を交付するものとする。

(1) 後期被保険者でない者であつて、条例第2条第1項第1号、第3号又は第4号に該当する

者 重度心身障害児(者)医療費受給者証(様式第2号の1)

(2) 後期被保険者でない者であって、条例第2条第1項第2号に該当する者 重度心身障害児(者)入院医療費受給者証(様式第2号の2)

(3) 後期被保険者であって、条例第2条第1項第1号、第3号又は第4号に該当する者 重度心身障害者(後期高齢者医療)医療費受給者証(様式第2号の3)

(4) 後期被保険者であって、条例第2条第1項第2に該当する者 重度心身障害者(後期高齢者医療)入院医療費受給者証(様式第2号の4)

2 受給者証の有効期間は、毎年8月1日から翌年7月31日まで(年の途中で受給資格の認定を受けた者にあつては、当該認定の日(月の途中で受給資格が生じた場合(転入等による場合を除く。))は、その日の属する月の1日)から直近の7月31日まで)とし、毎年更新するものとする。

3 前項の規定にかかわらず、年の途中で受給資格を失った者に係る有効期間の終期は、当該受給資格を失った日の属する月の末日とする。

(受給者証の提示)

第4条 受給者証の交付を受けた者(以下「受給資格者」という。)が医療を受けようとするときは、医療機関等に受給者証を提示しなければならない。

(医療費の支給の方法)

第5条 条例第6条第1項に規定する申請は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に掲げる申請書を、医療機関等の発行した領収書等(当該医療に要した経費のうち受給資格者が負担した費用の額を証する書類)を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 後期被保険者でない者 重度心身障害児(者)医療費支給申請書(様式第3号の1)

(2) 後期被保険者 重度心身障害者(後期高齢者医療)医療費支給申請書(様式第3号の2)

2 条例第6条第2項の規定により市長が支払うことができる費用の支給を受けようとする医療機関等は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる請求書を市長に提出しなければならない。

なお、第1号の請求は、和歌山県国民健康保険団体連合会を、第2号の請求は、和歌山県社会保険診療報酬支払基金を経由して行うものとする。

(1) 国民健康保険に係る請求 重度心身障害児(者)医療費請求書(和歌山県国民健康保険団体連合会が調製する様式)

(2) 社会保険各法に係る請求 重度心身障害児(者)医療費請求書(和歌山県社会保険診療報酬支払基金が調製する様式)

3 市長は、前2項に規定する申請又は請求があったときは、その内容を審査し、適正と認めるときは、支給の額を決定し、当該申請者又は医療機関等に医療費を支給する。

(受給者証の再交付)

第6条 受給者証の交付を受けた者は、受給者証を破損し、又は紛失したときは、再交付を受けることができる。

(届出)

第7条 受給者証の交付を受けた者は、住所、氏名、加入している医療保険又はその内容について変更が生じたときは、速やかに市長にその旨を届け出るものとする。

(受給者証の返還)

第8条 受給者証の交付を受けた者がその資格を失ったとき、及び市長が受給者証の返還を命じたときは、速やかに受給者証を市長に返還しなければならない。

2 紛失により再交付を受けた後、紛失した受給者証を発見したときは、直ちにそれを市長に返還しなければならない。

(補則)

第9条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成18年3月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の高野口町重度心身障害児者医療費支給条例施行規則(昭和50年高野口町規則第5号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成18年12月26日規則第220号)

この規則は、公布の日から施行し、平成18年10月1日から適用する。

附 則(平成20年3月18日規則第13号)

(施行期日)

1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、改正前の橋本市重度心身障害児(者)医療費の支給に関する条例施行規則の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

様式第1号の1(第2条関係)

㊦ 重度心身障害児(者)医療費受給者証【交付/更新】申請書

受給者	ふりがな		男・女	住所	電話番号 ( )
	氏名				
	生年月日	年 月 日			
	過去における当該市町での受給者証番号				
配偶者	氏名			住所	
① 扶養義務者	氏名			住所	
	受給者との続柄				
扶養親族等控除		受給者の所得状況	配偶者の所得状況	①の扶養義務者の所得状況	
② 控除対象配偶者及び扶養親族の合計数(うち老人扶養親族の数)		人(人)	人(人)	人(人)	
③ 前年の所得		円	円	円	
雑損		円	円	円	
医療費		円	円	円	
社会保険料		円	※ 円	※ 円	
小規模企業共済掛金		円	円	円	
配偶者特別控除		円	円	円	
④ 控除	障害者(特別障害者を除く)である控除対象配偶者及び扶養親族の合計数	人 ※ 円	人 ※ 円	人 ※ 円	
	特別障害者である控除対象配偶者及び扶養親族の合計数	人 ※ 円	人 ※ 円	人 ※ 円	
	障害者・特別障害者・高齢者・寡婦・勤労学生等の別	障・特障 寡・勤・老 ※ 円	障・特障 寡・勤・老 ※ 円	障・特障 寡・勤・老 ※ 円	
	地方税法附則第6条第2項又は租税特別措置法第24条若しくは租税特別措置法の一部を改正する法律(昭和47年法律第14号)附則第8条の免除に係る所得額	円	円	円	
本年の災害・医療費		※ 円	※ 円	※ 円	
※ 控除後の所得額		円	円	円	
加入医療保険	被保険者氏名		被保険者との続柄	住所	
	⑤ 保険種別	政・組・船・共・日 国組・国保・退本・退家	被保険者証の記号番号		付加給付等の有無 有無
	被保険者証発行機関名	(保険者番号 )			
⑥ 受給者証交付申請事由		①新規交付 1級 2級 A1 A2 A 児扶手当 ②転入してきたため ③生活保護法による保護の廃止のため ④更新のため ⑤その他( ) (交付事由発生日 年 月 日)			
※ 審査					
上記のとおり、重度心身障害児(者)医療費受給者証の交付を申請いたします。 年 月 日 申請者 橋本市長様 住所氏名 ㊦					
◎ ※印の欄は、記入しないでください。		交付・更新年月日	年 月 日		
◎ 字は、楷書ではっきりと書いてください。		受給者番号			

様式第1号の2(第2条関係)

㊦ 重度心身障害児(者)入院医療費受給者証 交付・更新 申請書

ふりがな 受給者氏名	.....	男 女	住所		
生年月日	.....年 月 日		電話番号	( )	
配偶者氏名	.....		住所		
扶養義務者氏名	..... 受給者との続柄( )		住所		
所得の状況	受給者の状況	配偶者の状況	扶養義務者の状況		
前年市民税均等割	有・無	有・無	有・無		
前年市民税所得割	.....円	.....円	.....円		
加入 保 険	ふりがな 被保険者氏名	.....	被保険者 との続柄 ( )	住所	
	保険種別	政組共日船 組国市国退本退家	被保険者証 の記号番号		
	被保険者証 発行機関名	(保険者番号 )		付加給付の有無	有 無
受給者証交付 申請事由	① 新規交付(3級) ② 転入してきたため ③ 生活保護法による保護の廃止のため ④ 更新のため ⑤ その他 ( )				
	交付事由発生日	.....年 月 日			
※ 審査	交付 ..... 停止				
上記のとおり、重度心身障害児(者)医療費受給者証の交付を申請いたします。					
.....年 月 日					
橋本市長 様					
申請者					
住所 橋本市.....					
氏名 .....㊦					
交付・更新年月日	.....年 月 日	受給者証番号			

様式第1号の3(第2条関係)

(後期高齢者医療用) ㊦ 重度心身障害児(者)医療費受給者証 {交付/更新} 申請書

受給者	ふりがな		男・女	住所	
	氏名				
	生年月日	年 月 日			
配偶者	氏名			住所	
① 扶養義務者	氏名			住所	
	受給者との続柄				
扶養親族等控除		所得状況	受給者の所得状況	配偶者の所得状況	①の扶養義務者の所得状況
②	控除対象配偶者及び扶養親族の合計数(うち老人扶養親族の数)		人( 人)	人( 人)	人( 人)
③	前年の所得		円	円	円
④ 控除	雑損		円	円	円
	医療費		円	円	円
	小規模企業共済掛金		円	円	円
	配偶者特別控除		円	円	円
	その他の控除		円	円	円
	障害者(特別障害者を除く)である控除対象配偶者及び扶養親族の合計数		人 ※ 円	人 ※ 円	人 ※ 円
特別障害者である控除対象配偶者及び扶養親族の合計数		人 ※ 円	人 ※ 円	人 ※ 円	
障害者・特別障害者・老年人・寡婦・勤労学生の別		障・特障 寡・勤・※ 円	障・特障 寡・勤・※ 円	障・特障 寡・勤・老 ※ 円	
地方税法附則第6条第1項又は租税特別措置法第24条の免除に係る所得額		円	円	円	
③-④	控除後の所得額		円	円	円
※	所得制限限度額		円	円	円
⑤ 後期高齢者医療	被保険者番号				
	被保険者証発行機関名	(保険者番号 )			
⑥	受給者証交付申請事由		①更新のため ②転入してきたため ③生保廃止 ④新規交付 1級 2級 A1 A2 ⑤その他( ) (交付事由発生日 年 月 日)		
※	審査				
上記のとおり、重度心身障害児(者)医療費受給者証の交付を申請いたします。 年 月 日 橋本市長 様					
				申請者 住所 氏名	㊦
㊦ ※印の欄は、記入しないでください。 ㊦ 字は、楷書ではっきりと書いてください。				交付・更新年月日	年 月 日
				受給者番号	

様式第1号の4(第2条関係)

(後期高齢者医療用) ㊦ 重度心身障害児(者)入院医療費受給者証 交付・更新 申請書

ふりがな	.....	男	住所
受給者氏名		女	
生年月日	年 月 日		
配偶者氏名			住所
扶養義務者氏名	.....		住所
	受給者との続柄( )		
所得の状況	受給者の状況	配偶者の状況	扶養義務者の状況
前年市民税均等割	有・無	有・無	有・無
前年市民税所得割	円	円	円
後期高齢者医療	被保険者番号		
	被保険者証発行機関名	(保険者番号)	
受給者証交付申請事由	① 新規交付(3級) ② 転入してきたため ③ 生活保護法による保護の廃止のため ④ 更新のため ⑤ その他 ( )		
	交付事由発生年月日	年 月 日	
※ 審査	交付 ・ 停止		
上記のとおり、重度心身障害児(者)医療費受給者証の交付を申請いたします。 年 月 日 橋本市長 様 申請者 住所 橋本市..... 氏名 .....㊦			
交付・更新年月日	年 月 日	受給者証番号	

様式第2号の1(第3条関係)

(表)

② 重度心身障害児(者)医療費受給者証	
負担者番号	8 0 3 0 0 0 3 1
受給者番号	
受給者	居住地 氏名 男・女 生年月日 年 月 日
有効期限	年 月 日から 年 月 日まで
発行機関名及び印	和歌山県 橋本市長 印
交付年月日	年 月 日

※ 裏面をよく読んでください。

(裏)

注 意 事 項

- この証は、保険医療機関等で保険の自己負担分を支払わないで受診することができる証ですから大切に保持してください。(和歌山県外の保険医療機関等では、この証は使えませんので、一旦保険の自己負担分を支払ってから、領収書を添えて市長に申請してください。)
- 保険医療機関等において医療を受ける場合は、被保険者証(又は組合員証)に添えてこの証を必ず窓口へ提出してください。
- 受給者の資格がなくなったときは、速やかに、この証を市長に返してください。
- 氏名、居住地、加入している医療保険又はその内容に変更があったときは、速やかに市長にその旨を届け出てください。
- この証を破ったり、汚したり又は失ったりしたときは再交付を受けてください。
- 有効期限を経過したときは、この証を使用することはできませんから、速やかに市長に返してください。
- 不正にこの証を使用した者は、刑法により罰せられることがあります。
- 特殊な補綴(入歯等)は保険とは別に費用がかかります。

様式第2号の2(第3条関係)

(表)

㊦ 重度心身障害児(者) 入院医療費受給者証	
負担者番号	8 0 3 0 0 0 3 1
受給者番号	
受給者	
居住地	
氏名	男・女
生年月日	年 月 日
有効期限	年 月 日から 年 月 日まで
発行機関名 及び印	和歌山県 橋本市長 印
交付年月日	年 月 日

※ 裏面をよく読んでください。

(裏)

注 意 事 項
1 この証は、保険医療機関等で入院に係る医療を受けたとき保険の自己負担分を支払わないで受診することができる証ですから大切に保持してください。(和歌山県外の保険医療機関等では、この証は使えませんので、一旦保険の自己負担分を支払ってから、領収書を添えて市長に請求してください。)
2 保険医療機関等において入院に係る医療を受ける場合は、被保険者証(又は組合員証)に添えてこの証を必ず窓口へ提出してください。
3 受給者の資格がなくなったときは、速やかに、この証を市長に返してください。
4 氏名、居住地、加入している医療保険又はその内容に変更があったときは、速やかに市長にその旨を届け出てください。
5 この証を破ったり、汚したり又は失ったりしたときは再交付を受けてください。
6 有効期限を経過したときは、この証を使用することはできませんから、速やかに市長に返してください。
7 不正にこの証を使用した者は、刑法により罰せられることがあります。
8 特殊な補償(入歯等)は保険とは別に費用がかかります。

様式第2号の3(第3条関係)

④		重度心身障害者 医療費受給者証							(後期高齢者医療)
負担者番号	8	5	3	0	0	0	3	6	
受給者番号	/								
受給者	居住地								
	氏名							男・女	
	生年月日	年 月 日							
有効期間	年 月 日から 年 月 日まで								
発行機関名 及び印	和歌山県							橋本市長 印	
交付年月日	年 月 日								

他府県では使用できません。

様式第2号の4(第3条関係)

㊦ 重度心身障害者 入院医療費受給者証 (後期高齢者医療)		
負担者番号	8 5 3 0 0 0 3 6	
受給者番号		
受給者	居住地	
	氏名	男・女
	生年月日	年 月 日
有効期間	年 月 日から 年 月 日まで	
発行機関名 及び印	和歌山県 橋本市長 印	
交付年月日	年 月 日	

他府県では使用できません。

様式第3号の1(第5条関係)

㊦ 重度心身障害児(者)医療費支給申請書					
受給者番号				診療を受けた者の氏名	
診療種別	入院 外来 歯科 調剤	生年月日	年 月 日	申請者との続柄	
診療薬剤の支給又は手当てを受けた病院、診療所、薬局、その他の者所在地及び氏名		住所 氏名			
保険の種類	記号		番号		
保険者名					
療育に要した費用	円		備考		
<p>上記のとおり診療を受けたので医療費の支給を申請します。</p> <p>年 月 日</p> <p>本人又は世帯主 住所 橋本市 氏名</p> <p>橋本市長 様</p>					
審査結果					
診療月	費用額	一部負担金	審査額	支給決定額	備考
		※	※	※	※
		※	※	※	※
		※	※	※	※
		※	※	※	※
		※	※	※	※
		※	※	※	※
		※	※	※	※
		※	※	※	※
合計					
振込指定銀行		預金口座番号		口座名義人	
銀行	店				

様式第3号の2(第5条関係)

			金融機関名	支店名	口座番号
支給内容	区	分	件	数	日数
	入院・歯科・調剤・他 入院外・柔整( )		件		日
				(内薬剤分)	支給額
				日	日

㊦ 重度心身障害者(後期高齢者医療)医療費支給申請書					
診療を受けた者の氏名				生年月日	
診療を受けた月				申請者との続柄	
受給者番号					
後期高齢者医療被保険者番号			被保険者証発行機関名	(保険者番号 )	
診療を受けた病院・診療所・薬局等の名称及び所在地			名称		
			所在地		
備考					
上記のとおり診療を受けたので、関係書類を添えて申請します。					
年 月 日					
本人又は世帯主 住所 ..... 氏名 ..... ㊦					
橋本市長 様					

様式第1号の1(第2条関係)

様式第1号の2(第2条関係)

様式第1号の3(第2条関係)

様式第1号の4(第2条関係)

様式第2号の1(第3条関係)

様式第2号の2(第3条関係)

様式第2号の3(第3条関係)

様式第2号の4(第3条関係)

様式第3号の1(第5条関係)

様式第3号の2(第5条関係)